

**第5次荒尾市総合計画
基本構想
【素案】**

平成23年10月

熊本県 荒尾市

目 次

第1部 序論	1
第1章 計画の概要	2
1 計画の目的と役割	2
2 計画の構成と期間	3
第2章 時代の潮流	5
1 情報化社会とグローバル化の進展.....	5
2 地球環境問題への取組	5
3 人口減少と少子高齢化の進展.....	5
4 安心・安全への取組の強化	6
5 ライフスタイルの多様化.....	6
6 様々な主体による協働のまちづくりの取組.....	6
7 地方分権・地域自立・地域主権に向けた取組	7
第3章 荒尾市の現状.....	8
1 荒尾市の概要	8
2 人口構造	10
3 産業構造	13
4 土地利用	15
5 荒尾市の特性	16
第4章 まちづくりの主要課題.....	17
1 市民まちづくりアンケート調査結果	17
2 まちづくりの主要課題	20
第2部 基本構想	25
第1章 まちづくりの目標.....	26
1 将来像	26
2 目標人口.....	27
第2章 まちづくりの方向性	30
1 基本方針.....	30

2	施策の大綱	31
3	計画の推進	35
4	施策の体系	36

第1部 序論

第1章 計画の概要

1. 計画の目的と役割

(1) 計画策定の背景と目的

本市では、平成14年に「第4次荒尾市総合計画」を策定し、目指すべき将来像を『元気に笑顔かがやく快適都市』と定め、充実した生活環境と福岡・熊本両都市圏の中間に位置する地理的優位性をあらゆる分野において活かすことを基本戦略として、市民の暮らしを原点とした、人・産業・自然が元気で、全ての市民が笑顔でいきいきと輝く、快適な住みやすい都市の実現に向けて、各種プロジェクトに取り組んできました。その結果、官民における住宅地開発や商業施設の集積が進み、市民と行政との協働によって、ともにまちを創っていく基盤が形成されました。

しかし、現在の世界情勢は、グローバル化とともに、地球規模で取り組むべき環境問題、人口増加や気候変動による食料問題などの諸問題が顕著化する中、国内においては、人口減少社会の進展に伴い、国内市場の縮小や労働力人口の減少に伴う経済活動への影響、税収の減少などによる国や地方公共団体の財政悪化、少子高齢化に伴う社会保障費の増大などが危惧されており、併せて、個人主義が進み、近所付き合いが希薄化する中、超高齢社会や地震・大雨などの自然災害に対応できる、地域における支えあいなど、あらゆる分野で、まちづくりの課題が山積しています。

第5次荒尾市総合計画は、これらの行政課題に対して本市の特性や地域資源を活かしながら、地域の様々な主体による住民自治をさらに推進し、本計画において目指すべき新しい将来像を描くとともに、その実現を図るための基本的な方策を明らかにするため策定するものです。

(2) 計画の性格と役割

◆ 総合的かつ計画的な行政運営の指針

本計画は、荒尾市におけるまちづくりの長期ビジョンであり、本市において最上位の計画として位置づけます。市の将来像の実現に向けて各分野の施策を体系化し、各部門相互の連携を図った総合的な計画です。

◆ 市民と行政のまちづくりの指針

本計画は、市民と行政が市の将来像に対する目標を共有し、協働で取り組むべきまちづくりの指針を明らかにするものです。

◆ 政策評価の基準

本計画は、行政政策の基本であり、今後の施策や事務事業の実施において、市民・行政双方からその進捗度を判断する基準となるものです。

2. 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、平成 33 年度（2021 年度）を目標年度とします。

（1）基本構想

「基本構想」は、長期展望の中で、まちづくりの基本理念と都市の将来像を示し、その実現に向けた施策の基本方針と大綱を定めるものです。基本構想の計画期間は、平成 24 年度（2012 年）を初年度とし、平成 33 年度（2021 年）までの 10 年間とします。

（2）基本計画

「基本計画」は、基本構想に示された施策の基本方向に基づいて、取り組むべき施策を具体的に示し、それらを組織的・体系的に推進するために定めるものです。

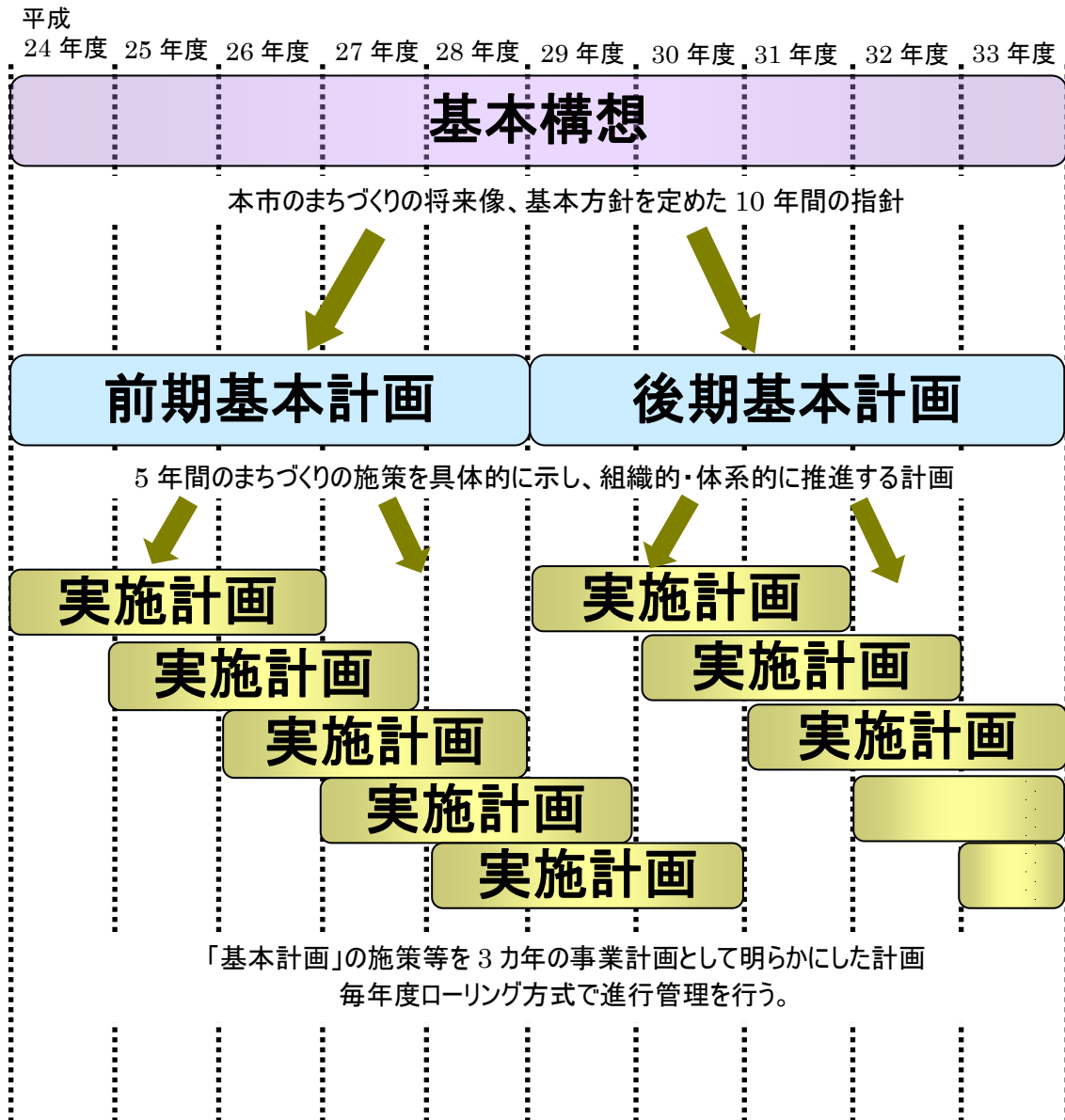
基本計画の計画期間は、10 年間で前期と後期に分け、前期基本計画は平成 28 年（2016 年）を目標年度とする 5 年間とします。

基本計画の期間は、前期 5 年、後期 5 年の 10 年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すことがあります。

（3）実施計画

「実施計画」は、基本計画に定められた施策を具体的に実施するための 3 カ年の事業をまとめた計画であり、毎年度ローリング（改定）方式により別途策定します。

■総合計画の構成図■



第2章 時代の潮流

1. 情報化社会とグローバル化の進展

インターネットなどの情報通信技術の発達・普及により、高速で大容量の情報の送受信が可能になるなど、情報化社会が進展し、世界各地を結ぶ時間的距離が短縮しています。そのため、国境を越えて、人・物・情報・資本が行き交い、文化やものの考え方などについても相互交流が活発化しています。

特に経済活動では、企業の多国籍化、資本・資源調達が世界規模化し、密接に結びつくとともに、企業間における国際競争が激化しており、今後、あらゆる地域資源を活かしながら、グローバル化に対応できる環境づくりが求められています。

2. 地球環境問題への取組

東京電力福島第一原子力発電所における事故は、日本はもとより、世界各国のエネルギー政策を見直す転機となっており、自然エネルギーの推進による循環型社会の構築に対する関心は、世界レベルでますます高まっています。

このため、今後は、地球温暖化防止を図りながら、省エネルギー、リサイクルといった資源循環型による環境への負荷を軽減する地球に優しいまちづくりが強く求められています。

さらに、身近な自然環境と共生するため、森林や河川、海浜などの良好な自然環境の保全への取組も求められています。

3. 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の総人口は平成 17 年をピークに減少しており、年齢別人口も、これまでの国も経験したことのないスピードで超高齢社会を迎えつつあります。

65 歳以上の高齢化率は、平成 22 年 10 月では 23.1% に対し、平成 35 年(2023 年)には 30.0% となることが予想され、特に後期高齢者の占める割合は、年々大きくなっており、「団塊の世代」(昭和 22 年(1947 年)～昭和 24 年(1949 年))が 75 歳を迎える平成 37 年(2025 年)以降は、一層大きくなっていくと予想されています。

一方、一人の女性が生涯に産む合計特殊出生率は、平成 22 年は 1.39 でここ数年は横ばいですが、人口を維持するための 2.08 を大きく下回っており、少子化はなお続いています。

このため、今後は、年齢による人口構成のバランスも大きく変容し、本格化する人口減少、少子高齢化に向けたまちづくりのあり方が求められています。

4. 安心・安全への取組の強化

地震や台風などの自然災害時においては、近隣住民同士の連携を始めとした日頃からの防災に対する意識啓発や訓練が大切であり、これまでの防災の発想から、被害の最小化を図る減災への発想の転換が求められています。

また、防犯面では、刑法犯認知件数は、ここ数年減少傾向にあるものの、凶悪犯罪が後を絶たず、情報通信技術を利用したサイバー犯罪などの新しい犯罪も発生しており、併せて、交通事故による発生件数及び死者数、負傷者数についても減少傾向にありますが、未だ70万件以上の交通事故が発生するなど、依然として憂慮すべき情勢です。

さらに、BSE問題や震災後の放射能による食品汚染などの問題も発生しており、調査体制の強化とともに、迅速な検査結果の公表やわかりやすい産地表示などの、食の安心・安全に対する取組が求められています。

5. ライフスタイルの多様化

社会構造の複雑化・高度化・専門化とともに、高学歴化が進み、多様な情報をもとに生活を送る人が増えています。

一方、人々の価値観は、物の豊かさから心の豊かさを求める傾向に変化し、働き方を見直すワークライフバランスなどの考え方も浸透しつつあります。また、若年者層や高齢者層の単身世帯の増加や、ひとり親世帯など家族形態の多様化が進み、併せて女性の社会進出とともに共働きの世帯が多く見られるようになりました。

今後は、このような、様々な家族形態や働き方、住まい方ができる、選択の幅が広い社会の到来が予想されており、今まで以上に、それらに柔軟に対応できる社会の形成やまちづくり等に活かす取組が求められています。

6. 様々な主体による協働のまちづくり

近年、長寿社会と高齢化の進行による国民全体の余暇時間の増大や、社会起業家を志す若者の台頭などにより、市民、企業、NPOなどの主体が、まちづくりやボランティア活動などさまざまな社会活動に進出し、新たな広がりを生み出しています。

このような中、市民のニーズや地域が抱える課題にきめ細かい対応をするためには、市民と行政が知恵と力を出し合う新たな関係や仕組みづくりが不可欠となっています。

7. 地方分権・地域自立・地域主権に向けた取組

国は、長引く景気の低迷による税収不足を補うとともに、数次の景気対策事業を行うため、公債を増発してきましたが、国と地方の長期債務残高は平成 23 年度末で 892 兆円に達するなど、危機的な状況です。

また、医療・介護・福祉等の社会保障関係費は、高齢化等の影響により年々増加する見通しであるため、さらなる財源不足に陥る可能性が高い状況です。

今後は、地方分権や規制改革の進展等によって、今まで以上に地方の主体性と自立に向けて、自治体の地域課題に対する責任と能力が問われており、さまざまな市民ニーズに対応するため、安定した財政基盤の確立とともに、市民に信頼される行政経営を目指して取り組んでいく必要があります。

第3章 荒尾市の現状

1. 荒尾市の概要

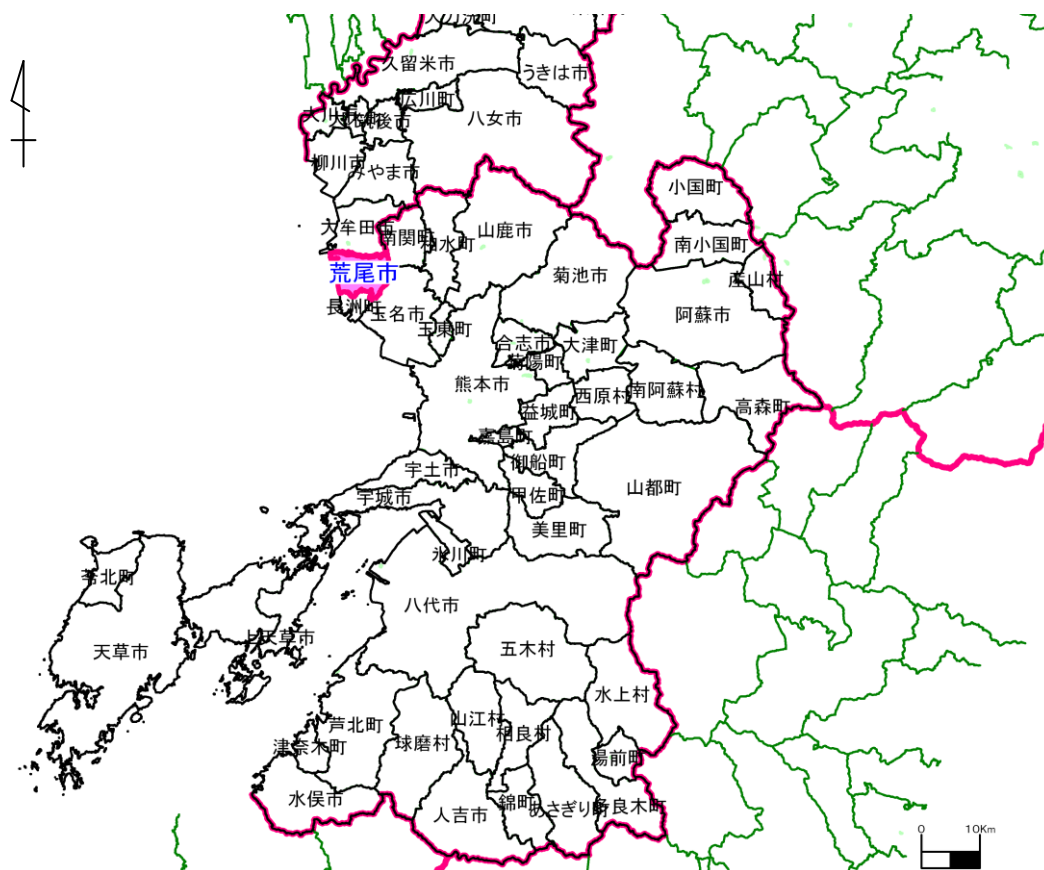
(1) 位置・地形

荒尾市は、熊本県の西北端に位置し（東経 130 度 26 分 8 秒、北緯 32 度 59 分）、北は福岡県大牟田市、東は小岱山頂を境として玉名郡南関町、玉名市、南は玉名市・玉名郡長洲町に接し、西は有明海を隔てて長崎県、佐賀県に面しています。

市域は東西 10 k m、南北 7.5 k m、面積は 57.15 k m² で、東部には本市最高峰の小岱山(筒ヶ岳 501.4m)を擁し、西の有明海へとよだらかな丘陵が起伏しています。

河川は、関川、浦川、菜切川、行末川が主要なもので、小岱山から西流あるいは南流し、いずれも有明海に注いでいます。

■位置図■



(2) 交通体系

荒尾市は、九州各都市とのアクセス条件に恵まれており、福岡方面へは、J R 荒尾駅から特急や快速が運行し、大牟田駅からは、西鉄電車も利用可能です。また熊本方面にも J R 荒尾駅から特急と快速が運行しています。

高速道路では、九州自動車道の南関 I C、菊水 I C が最寄りのインターチェンジとなり、地域高規格道路である有明海沿岸道路の三池港インターを利用すれば、佐賀

方面のアクセスもよく、長崎方面へのフェリーが三池港と長洲港から運航しています。

また、市域内は、市内中心部にあるショッピングセンターに隣接した「バスセンター」を拠点として、路線バス（産交バス（株））が運行されており、通勤・通学と併せて、買い物や通院の際の移動手段として利用されています。

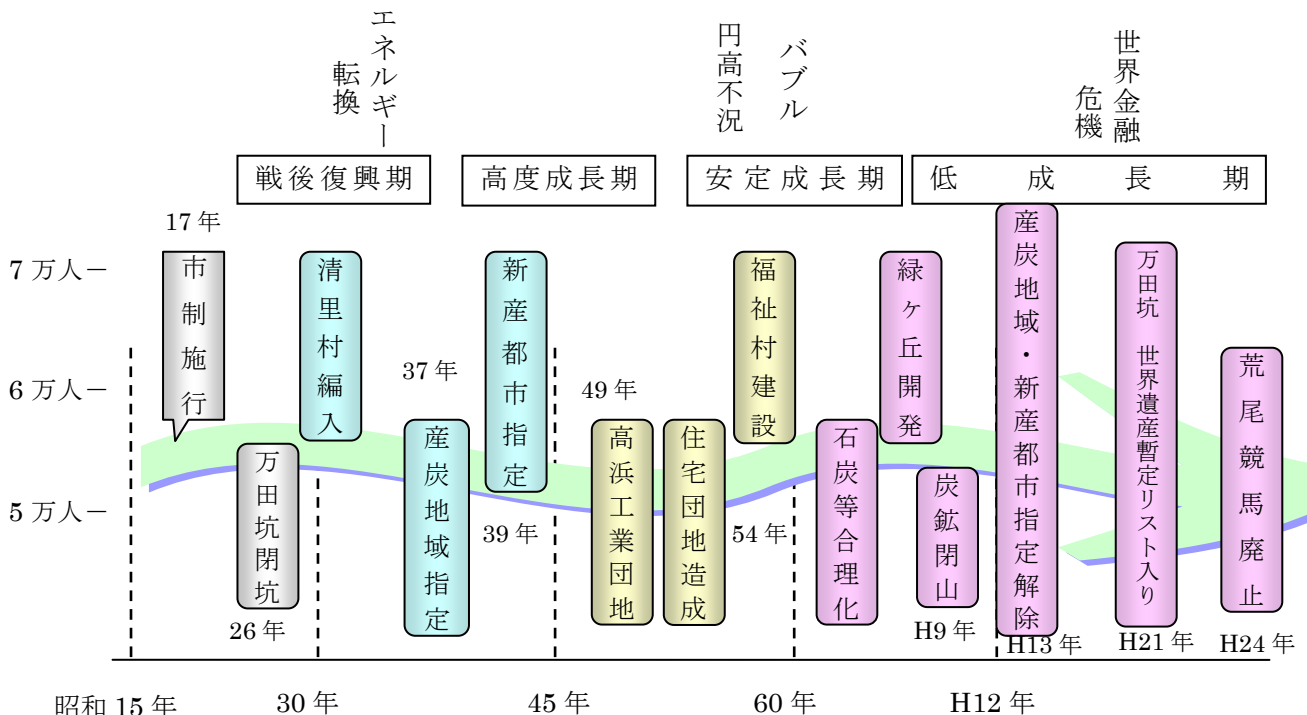
広域路線としては荒尾市と玉名市方面（産交バス（株））を結ぶものや大牟田市（西鉄バス（株））や福岡空港へ向かう高速バス（西鉄高速バス（株））も運行しています。

（3）これまでの歩み

荒尾市は、昭和 17 年、5 町村（荒尾町、平井村、府本村、八幡村、有明村）の合併により市制を施行し、昭和 30 年には、清里村の一部を編入して現在の市域となりました。戦前は、石炭を求めて軍需産業が立地し、戦後も国内復興の原動力として石炭が活躍したこともあって多くの労働者が集まり活況を呈しましたが、昭和 30 年代には、石炭から石油へのエネルギー転換によって石炭産業が斜陽化し、地域経済が衰退しました。

その後、昭和 37 年に産炭地域振興臨時措置法の地域指定、昭和 39 年新産業都市建設促進法の地域指定を受け、高浜工業団地や住宅団地の建設などの基盤整備などにより地域の社会経済と人口も回復を見せました。しかしながら、昭和 60 年代の石炭産業や造船業、アルミ精錬業の大幅な合理化により大きな影響を受け、再び人口が減少に転じました。

平成に入るとポスト石炭を目指した石炭産業関連用地を活かした観光施設の拡充、大規模商業施設の整備、農業基盤の整備に取り組み、平成 9 年の三池炭鉱閉山後は、緑ヶ丘、東屋形地区等の住宅団地や工業団地の整備などのプロジェクトが進められ、住環境の整備や企業の進出が進んだこともあり、一時期は、転入者が転出者を上回る状況が続きましたが、産炭地域振興臨時措置法並びに新産業都市建設促進法が平成 13 年に失効し、80 余年の歴史を刻んだ荒尾競馬も平成 23 年 12 月をもって事業が廃止されるなど、厳しい財政状況の中、自立に向けた新たな都市運営が求められています。

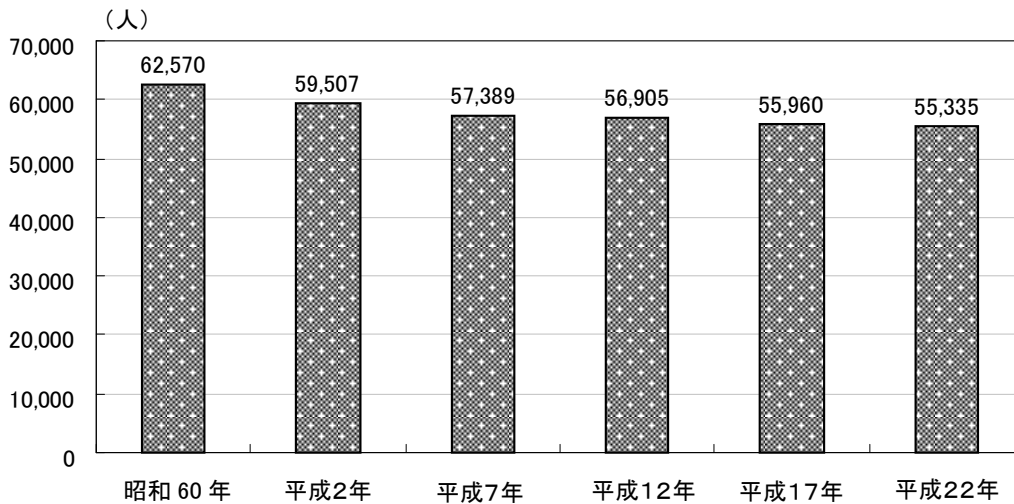


2. 人口構造

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、平成 12 年国勢調査時点（56,905 人）から平成 22 年国勢調査時点（55,335 人）の 10 年間で 1,570 人の減少しており、約 2.8%の減少にとどまっています。

■人口の推移■



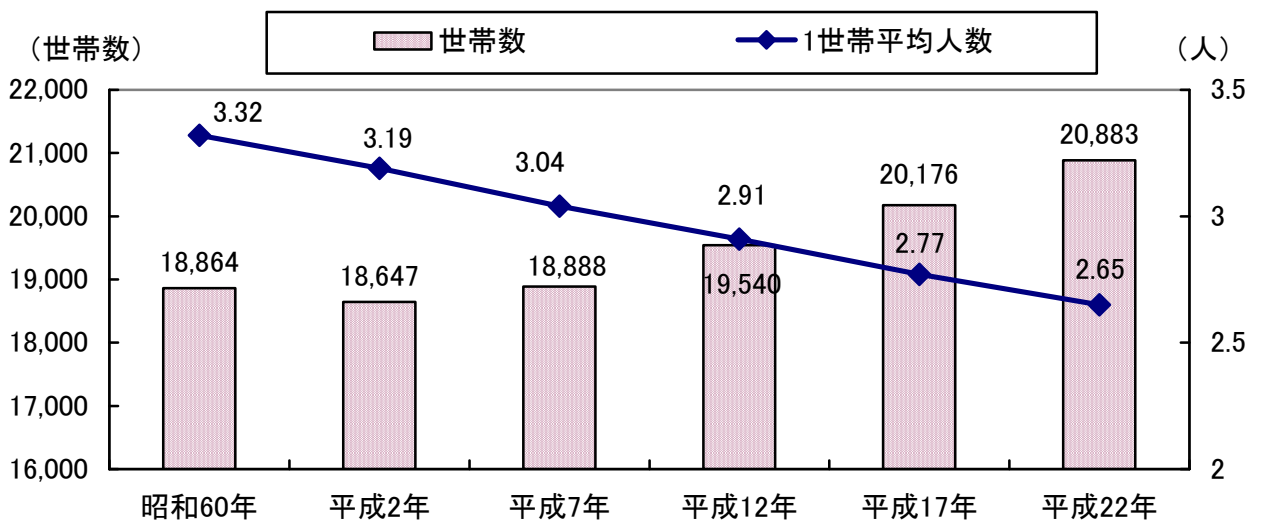
出典：昭和 60 年～平成 17 年は国勢調査

平成 22 年は「平成 22 年国勢調査熊本県人口速報（要計表による人口概数）」による。

世帯数は昭和 60 年から平成 2 年にかけて若干減少したものの、その後増加傾向にあり、平成 22 年の国勢調査世帯数は 20,883 世帯です。

世帯規模は縮小傾向にあり、平成 22 年の 1 世帯当たり平均人数は 2.65 人となっています。

■世帯数・世帯規模の推移■



出典：昭和 60 年～平成 17 年は国勢調査

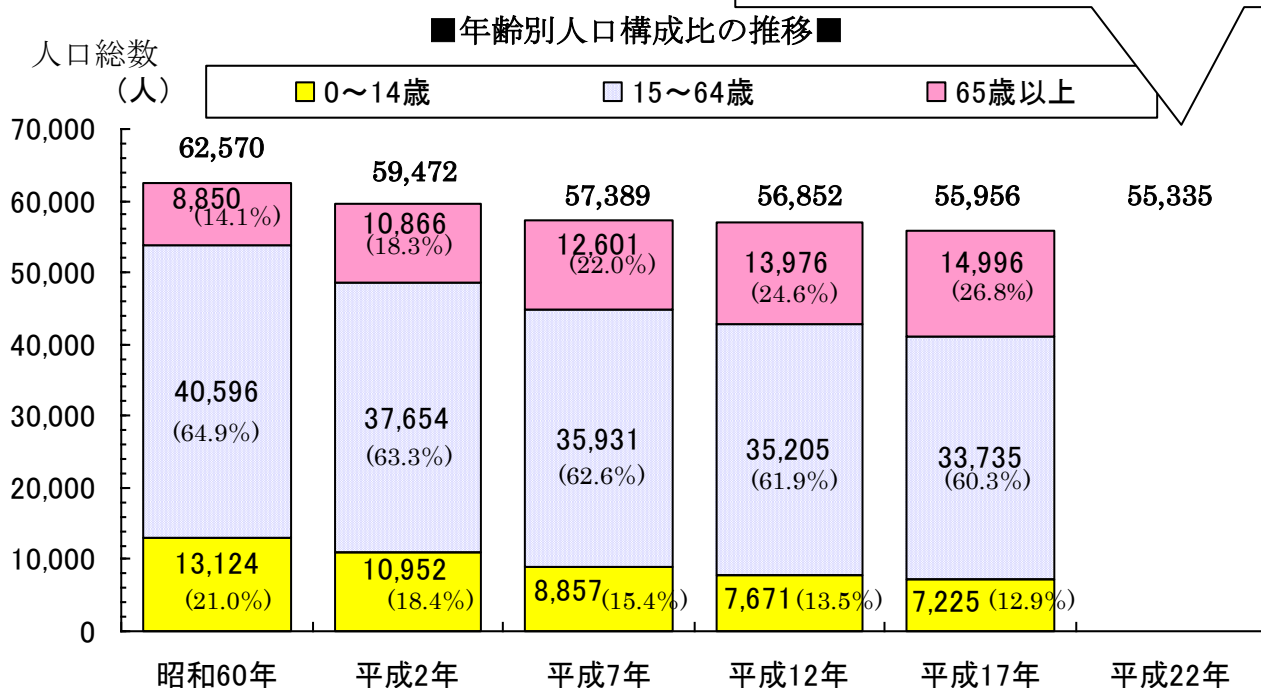
平成 22 年は「平成 22 年国勢調査熊本県人口速報（要計表による人口概数）」による。

(2) 年齢別人口

総人口が減り続ける中、国勢調査における高齢者比率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は年々上昇しており、平成17年時点で26.8%と4人に1人以上が高齢者となっています。一方、年少人口比率（15歳未満人口が総人口に占める割合）は年々低下傾向にあり、高齢化と少子化が同時進行しています。

また、本市の傾向では、企業や大学が少ないため、就職や進学のために20歳前後で市外へ転出する傾向が続いており、特に、昭和60年代における石炭産業等の合理化やその後の景気低迷による雇用の場の減少により、40代が少ない人口構造になっています。

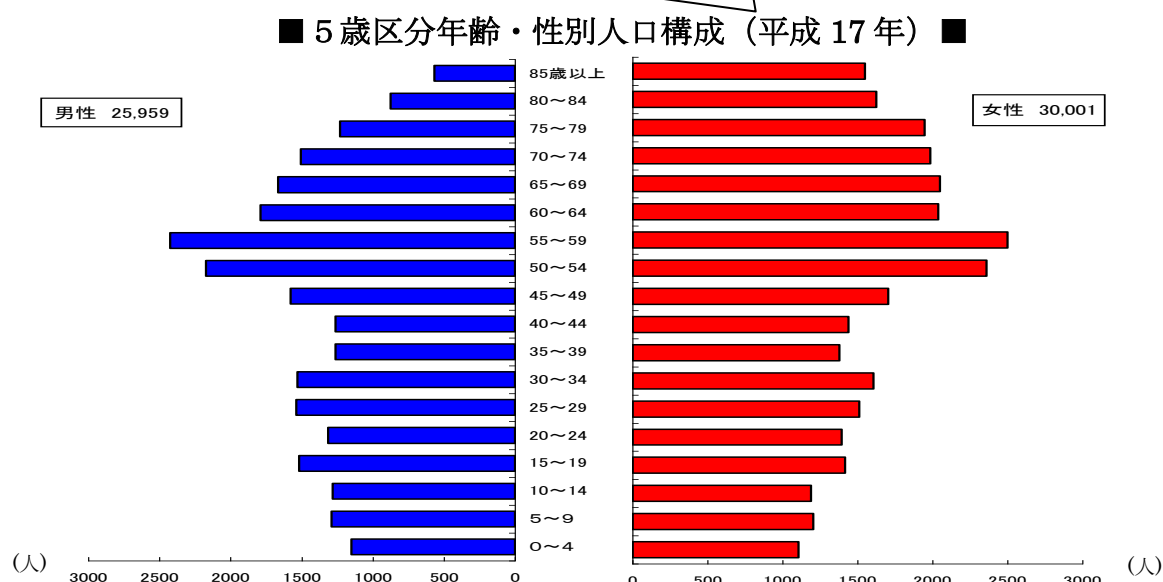
平成22年値が公表され次第挿入予定。



(注) 人口総数は年齢不詳を除く。

出典：国勢調査

平成22年値が公表され次第挿入予定。



出典：国勢調査

(3) 人口動態

住民基本台帳人口による人口動態をみると、本市の出生・死亡数は死亡が出生を上回る“自然減”の状況にあり、毎年200人前後が自然減によって減少しています。

社会増減数は平成19年度、20年度では大幅に増加していますが、平成21年度から減少に転じています。

自然増加率は平均-0.41%、社会増加率は平均+0.03%で、本市の人口減少の大きな要因は出生数が死亡数を上回る“自然減”の影響が大きい状況です。

■自然増減・社会増減■

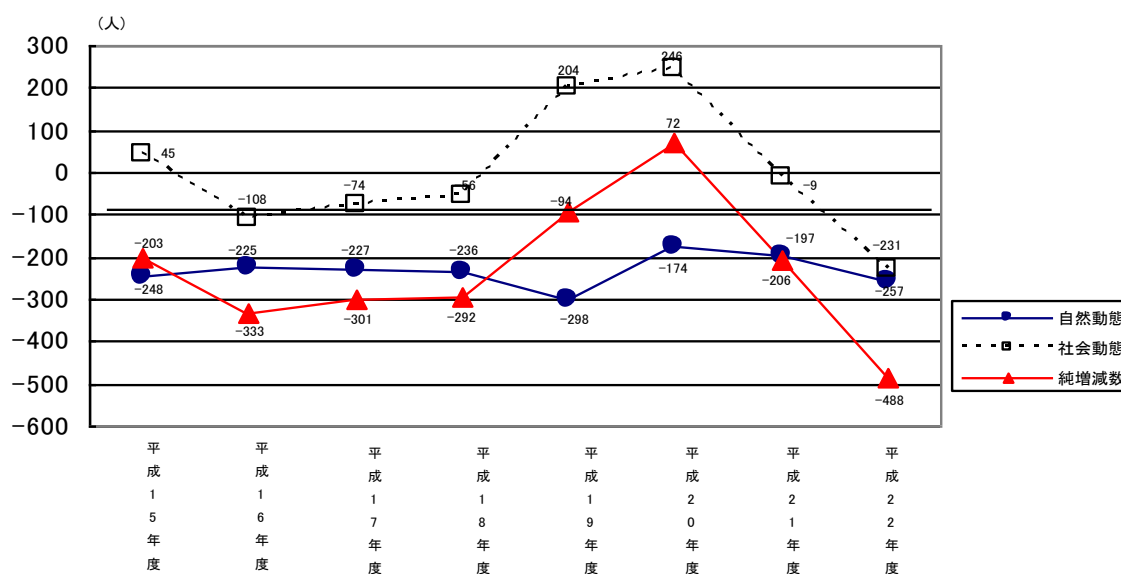
年度	自然動態			社会動態			純増減数	(単位：%)	
	出生	死亡	増減数	転入	転出	増減数		自然増加率	社会増加率
平成15年度	438	686	-248	2,108	2,063	45	-203	-0.43	0.12
平成16年度	437	662	-225	1,928	2,036	-108	-333	-0.39	-0.15
平成17年度	432	659	-227	2,006	2,080	-74	-301	-0.40	-0.09
平成18年度	473	709	-236	2,011	2,067	-56	-292	-0.41	-0.04
平成19年度	467	765	-298	2,186	1,982	204	-94	-0.52	0.35
平成20年度	473	647	-174	2,101	1,855	246	72	-0.31	0.44
平成21年度	495	692	-197	1,854	1,863	-9	-206	-0.35	0.01
平成22年度	466	723	-257	1,697	1,928	-231	-488	-0.45	-0.38
平均	460	693	-233	1,986	1,984	2	-231	-0.41	0.03

出典：住民基本台帳人口要覧（各年3月31日現在）

自然増加率：自然増加数（出生者数-死亡者数）÷前年度末日の人口×100

社会増加率：社会増加数（（転入+その他記載数）-（転出+その他削除数））÷前年度末日の人口×100

■人口動態■



出典：住民基本台帳人口要覧（各年3月31日現在）

3. 産業構造

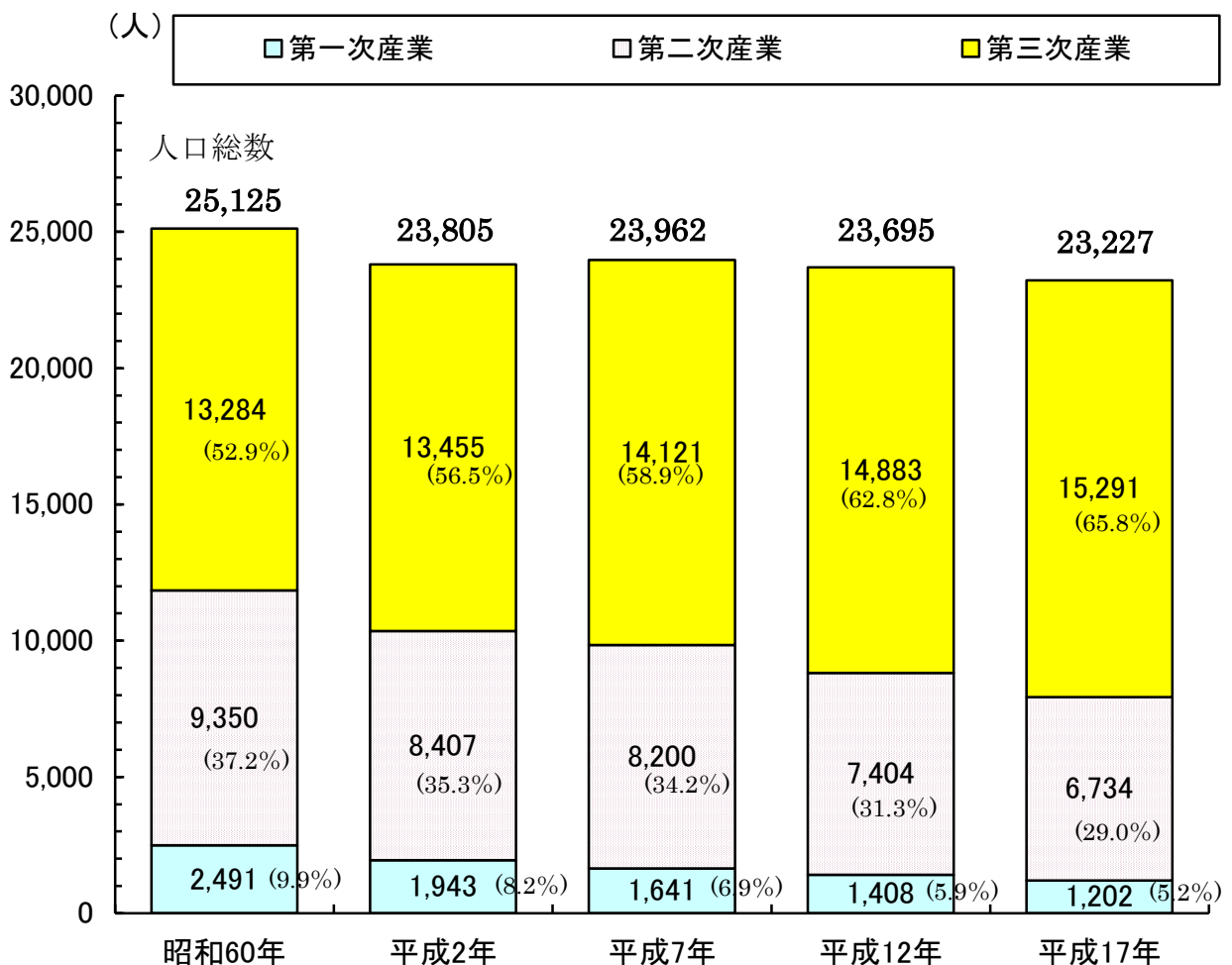
(1) 就業人口の推移

本市の平成17年の就業人口は23,416人で、昭和60年から平成2年にかけて1,313人減少していますが、平成2年以降はほぼ横ばいとなっています。

産業別就業者の構成比の推移をみると、第一次産業就業者比率は1割以下で、第二次産業就業者比率も年々低下し、第三次産業就業比率は年々上昇しています。

第三次産業就業者数は昭和60年の13,284人から平成17年には15,291人へと約2,000人増加しており、平成17年の第三次産業就業者比率は65.8%と5割を大きく超えています。

■産業別就業者構成比の推移■

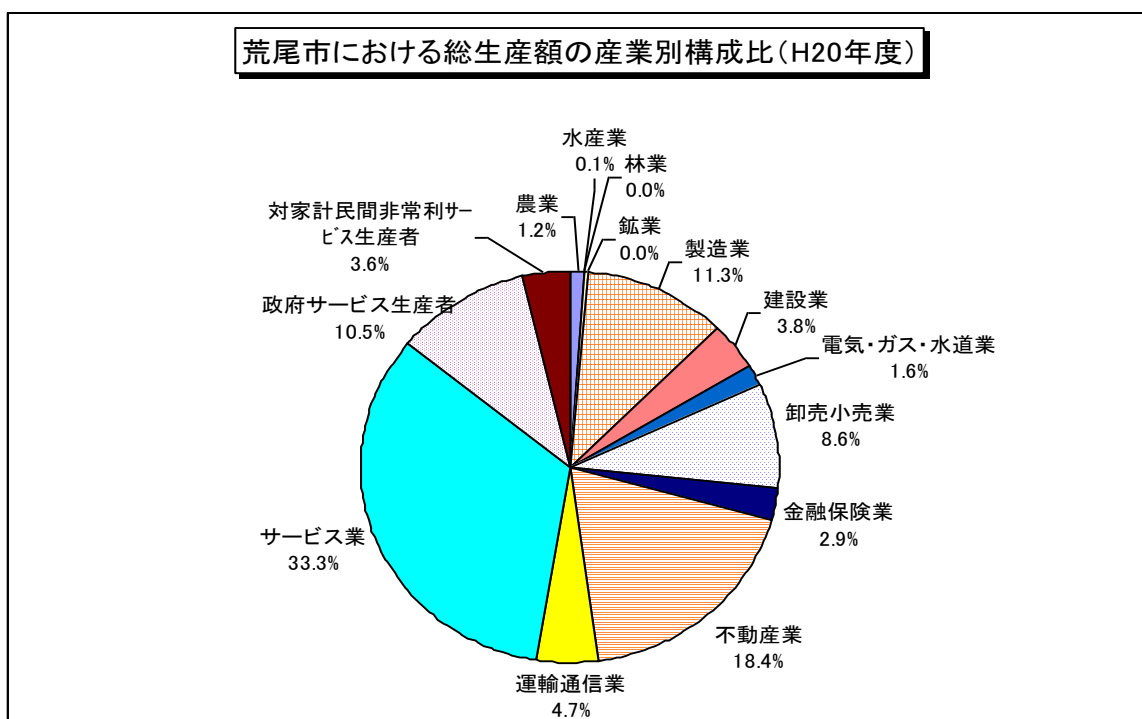


(注) 人口総数は産業分類不能を除く。

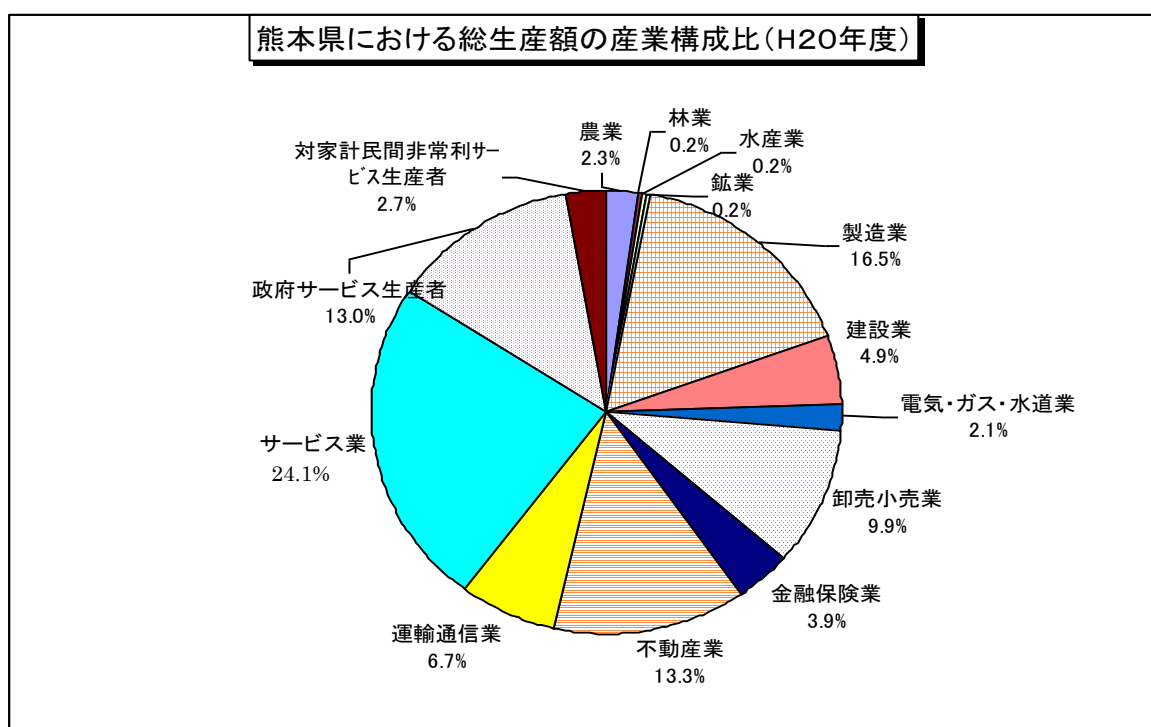
出典：国勢調査

(2) 総生産額に占める産業別構成比

本市における平成20年度の総生産額は、1,148億6,012万円でしたが、この総生産額に占める産業別構成比は、第一次産業1.3%、第二次産業15.1%、第三次産業83.6%（帰属利子等控除前）となっています。熊本県全体の産業別構成比と比較すると、サービス業や不動産業の占める割合が高く、逆に、製造業の占める割合が低くなっています。



出典：熊本県市町村民所得推計



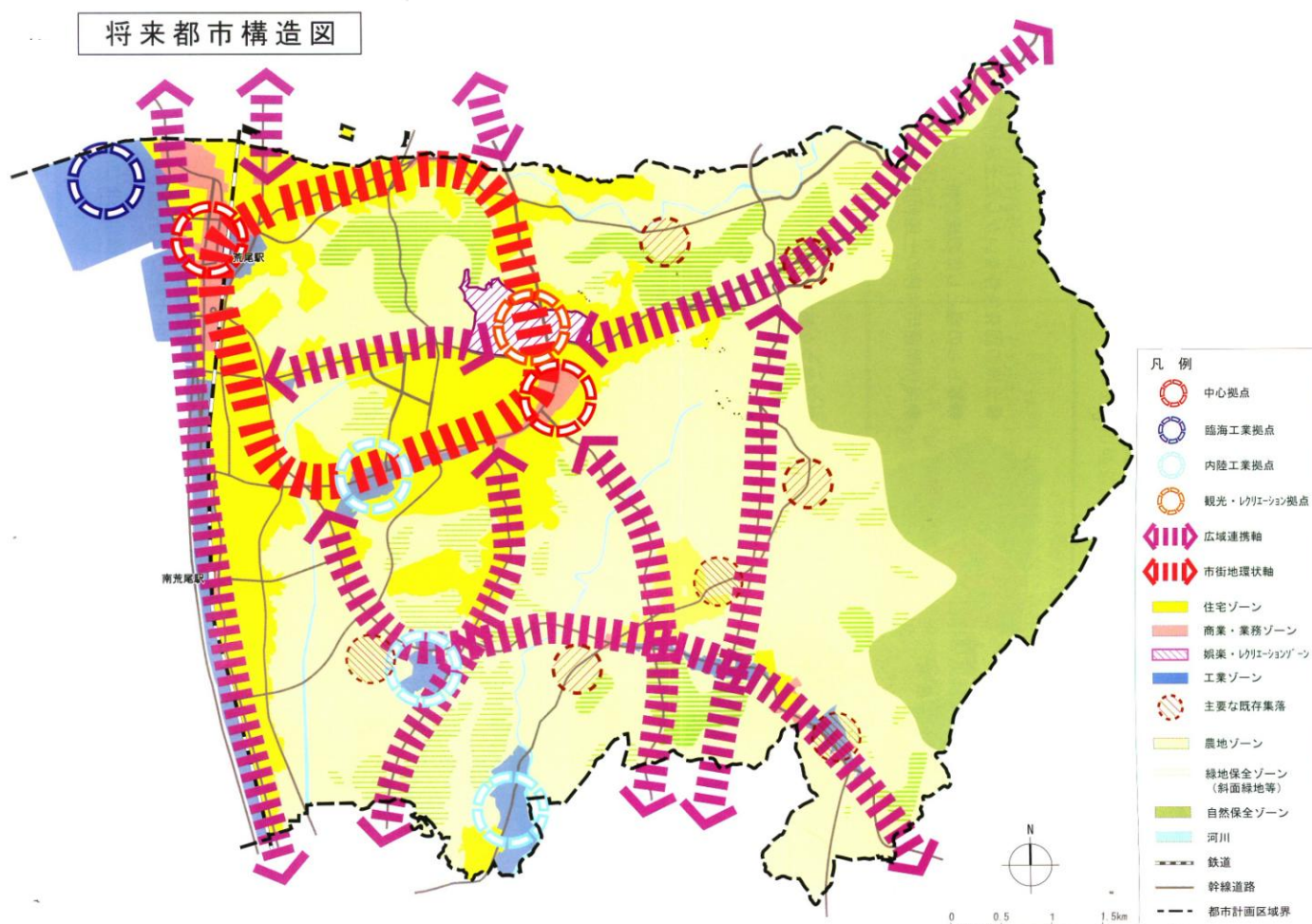
出典：熊本県市町村民所得推計

4. 土地利用

本市の土地利用の現況は、森林 22.0%、原野 10.4%、農用地 31.1%、宅地 19.8%、道路 7.3%、水面・河川等 2.1%、その他（文化、スポーツ、公園等の公共施設用地）7.3%（平成 14 年国土利用計画）となっています。

平成 16 年に、本市では都市計画による区域区分（線引き）を廃止しましたが、旧市街化区域内の宅地については、現在も、住居系、工業系、商業系の 3 つを計 12 区分に分け、用途地域の指定を行っています。

道路整備としては、本市の中心拠点である荒尾駅周辺と緑ヶ丘地区を結ぶ環状骨格道路や、南北・東西方向における、広域幹線道路の整備に取り組んでいます。



出典：「荒尾市都市計画マスタープラン」

5. 荒尾市の特性

(1) 地理的優位性と潜在能力

九州自動車道や有明海沿岸道路、JR 鹿児島本線、三池港、長洲港などが近くにあり、九州各都市とのアクセス条件に恵まれています。特に政令指定都市を目指す熊本都市圏と九州最大のマーケットである福岡都市圏の中間に位置する県境のまちで、交通機関や高速道路等を利用して通勤通学がしやすく、定住人口や交流人口が増加する潜在能力を持っています。

また、中国や韓国などの東アジア諸国とも近く、文化や観光による交流を通して国際的に発展する可能性を秘めたまちです。

(2) 自然環境と都市機能のバランスの良さ

宝の海である有明海や県立自然公園となっている小岱山を有し、丘陵地に豊かな緑地と住宅地が混在し、市域面積 57.15 k m² に人口約 5 万 5 千人が暮らす、県下では人口密度が高いコンパクトな都市で、自然環境と都市機能のバランスがとれたまちです。

(3) 豊富な観光資源

西日本有数の遊園地を中心に温泉施設やテーマパークなどの観光・レジャー施設が集積しており、その他にも国の重要文化財・史跡の指定を受け世界遺産候補の一つである近代化産業遺産の万田坑や、中国の国父である孫文の成し遂げた辛亥革命を支えた宮崎兄弟の生家・資料館などの歴史・文化的施設、また、日本における渡り鳥のオアシスとなっている荒尾海岸など豊富な観光資源に恵まれており、年間 240 万人が訪れるまちです。

(4) 災害が少なく生活環境が充実した暮らしやすさ

市民病院を始め、医療機関や福祉施設などが充実しており、また文化センターや運動公園などの文化・スポーツ施設、買い物などの生活環境が充実しています。また、災害が少なく、高齢者や障がい者にもやさしく安全で暮らしやすいまちです。

(5) 個性的でバラエティに富む産業

第一次産業では、甘さとジャンボさが特徴の「荒尾梨」と養殖海苔が代表的な産物となっています。製造業では、海苔網や紡績などの繊維産業が盛んであり、他にも食品、工業薬品、精密電子部品、化学ガラスプラント装置などの分野で高い技術力をもった企業が活躍しています。

他にも、国の伝統的工芸品に指定されている小代焼や熊本県の伝統的工芸品に指定されている木工品や刀剣などがあり、バラエティに富んだ産業のあるまちです。

第4章 まちづくりの主要課題

1. 市民まちづくりアンケート調査結果

平成 22 年 8 月に実施した「荒尾市まちづくりアンケート調査」の結果をもとに、市民のニーズからみた、今後のまちづくりにあたっての主要課題を次のように整理しました。

「暮らしやすさ」に対する評価は高くなっていますが、「これからも住み続けたい」と考えている市民の割合は減少しており、暮らしやすさの向上が、必ずしも定住意向に結びついていない状況が示されています。

今後も暮らしやすさを高め、定住に結びつけていくためには、産業の振興による就業機会の確保やまちの活気、保健・医療・福祉の充実、交通利便性の向上等を中心に市民ニーズに対応したまちづくりを進めていく必要があります。

一方、これからのまちづくりの方向性においては、「安全」「福祉」「産業」「子育て環境」といったキーワードが欠かせない要素となっています。

また、今後重点的に取り組むべき項目としては、保健・医療・福祉面では「医療体制の充実」「健康づくりへの意識啓発」「仕事と家庭の両立を目指すワーク・ライフ・バランスの充実」、教育・文化・スポーツ面では「総合体育館、小・中学校等施設の整備・充実」、産業面では「企業誘致の推進」「既存商店街の活性化」「農業の振興」、生活環境では「街灯や防犯灯の整備」「バスなど公共交通機関の充実」、都市基盤面では、「荒尾駅周辺の整備」「工業用地の整備」が、あげられており、それらへの対応が求められています。

■市民のまちづくりへの評価の背景■

区 分	項 目
暮らしやすさ	・満足※ ¹ 今回 31.7% (前回 17.6%) ・不満※ ² 今回 15.8% (前回 13.2%)
定住意向	・ずっと住みたい 今回 40.9% (前回 47.6%)
今後のまちづくりの方向	1位 安全なまち 今回 20.5% (前回 20.2%) 2位 福祉のまち 今回 15.3% (前回 14.7%) 3位 産業のまち 今回 12.0% (前回 10.9%) 4位 子育てしやすいまち 今回 11.3% (前回 無)
もっとも関心のある市政分野	1位 福祉対策 2位 産業の振興 3位 生活環境の整備 4位 少子化対策

※¹満足：満足 + まあ満足 ※²不満：不満 + やや不満

(注)前回調査は平成 18 年 5 月実施

■生活環境に関する満足度と重要度■

荒尾市全体における生活環境に関する21項目について、満足度と重要度を調査しました。これらをもとに市民の求めているニーズの分布図（次ページ参照）により市民ニーズについての満足度と重要度の平均値を基準として、その高低により以下の4つの領域を設定し、取組の優先順位について分析を行いました。

(1) 【重要改善領域】（重要度が高く、満足度が低い）

市民の重要度が高く、満足度が低い領域を【重要改善領域】としました。この領域は「市が最優先で取組を行うべき項目が含まれている」と捉えています。

該当項目：「働く場」「保健や医療体制」「高齢者と障がい者の施設やサービス体制」「まちの活気」「子育てのための支援体制」「地域公共交通機関の利便性」

(2) 【重点維持領域】（重要度が高く、満足度も高い）

市民の満足度が高く、重要度も高い領域を【重点維持領域】としました。この領域は、「今後も重点的に維持すべき項目が含まれている領域」と捉えています。

該当項目：「防災や防犯、事故などの安全性」「子どもの教育環境」「買い物等の利便性」「ごみ収集の状況」「緑や水辺などの自然環境」「上下水道の整備」「物価の水準」

(3) 【維持領域】（重要度が低く、満足度が高い）

市民の満足度が高く、重要度は低い領域を【維持領域】としました。この領域は、「このままの状況を保つべき項目が含まれている領域」と捉えています。

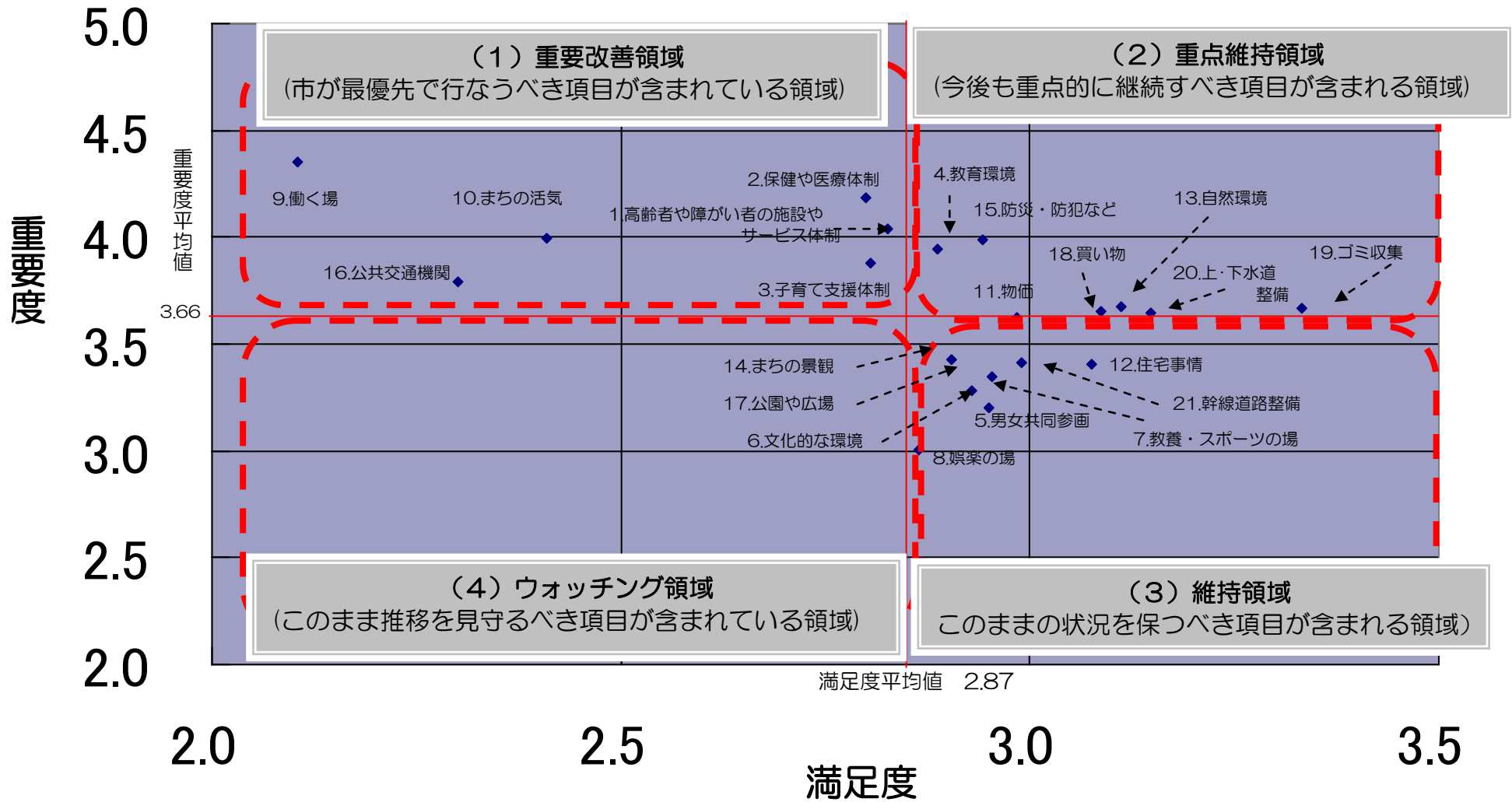
該当項目：「まちの景観」「公園や広場」「幹線道路の整備状況」「住宅事情」「教養、スポーツの場」「文化的な環境」「男女共同参画社会づくり」「娯楽の場」

(4) 【ウォッチング領域】（重要度が低く、満足度も低い）

市民の満足度が低く、重要度も低い領域を【ウォッチング領域】としました。この領域は、「このまま推移を見守るべき項目が含まれている領域」と捉えています。

今回の調査では、この領域に該当する項目はありませんでした。

満足度と重要度の分布グラフ



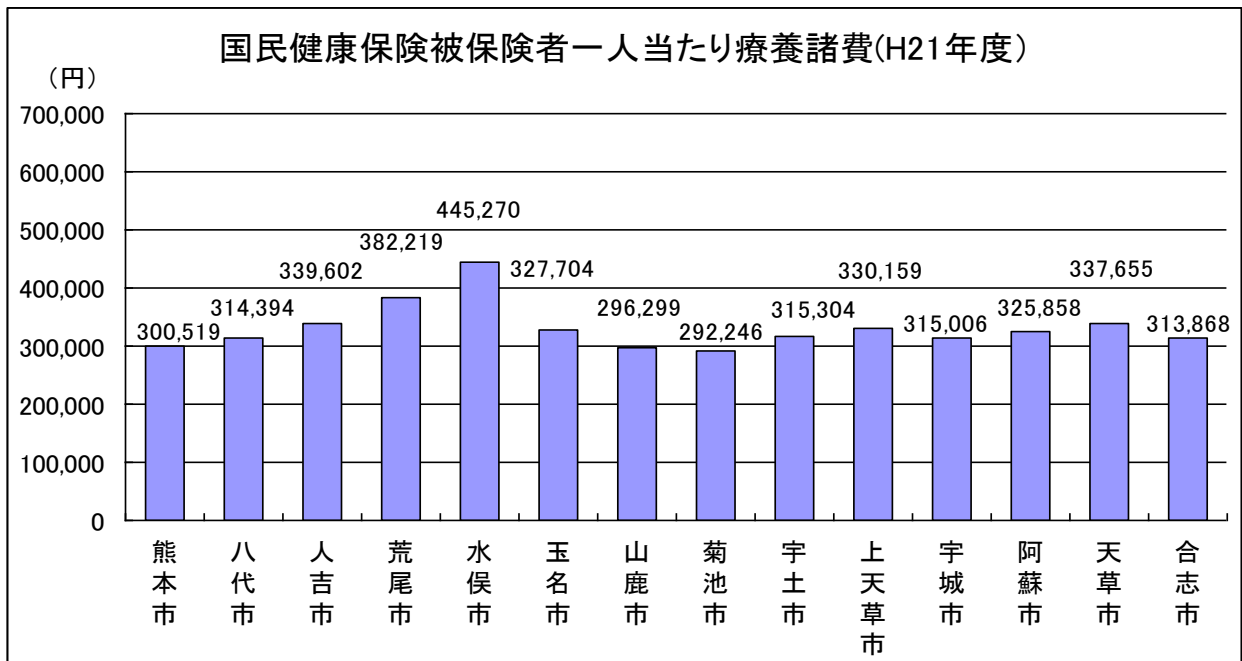
2. まちづくりの主要課題

(1) 心と体の健康づくり

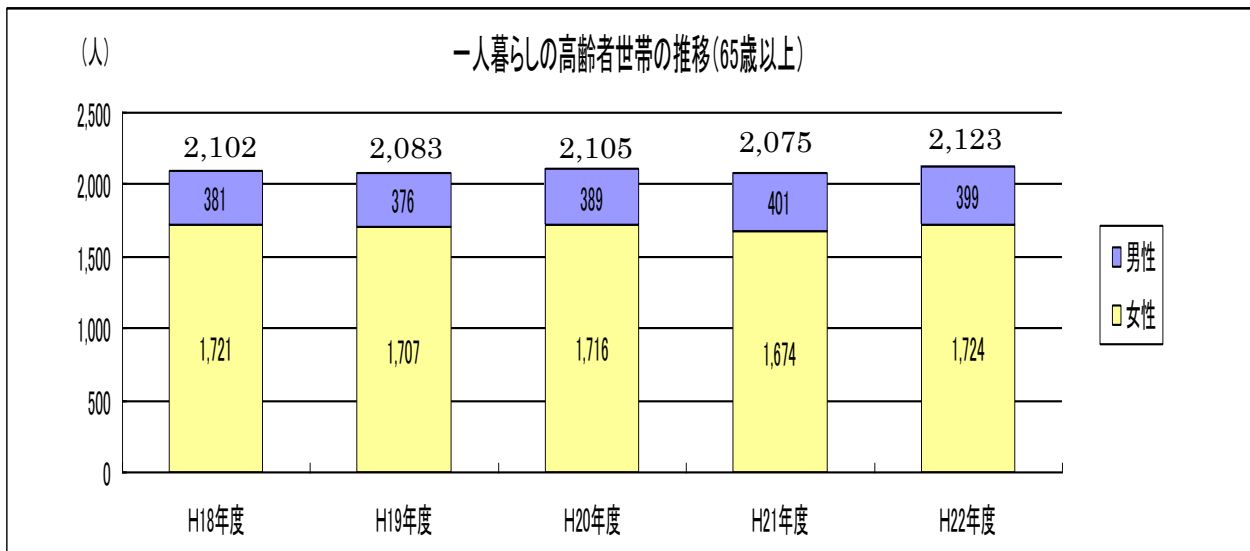
心と体の健康は、幸福で満足度の高い生活を送る上で礎となるもので、市民まちづくりアンケートでも「健康や保健・医療体制」について、重要度が高く、満足度が低い項目となっており、関心が高まっています。

また、本市は、医療費の適正化団体に指定されており、県下14市の中でも市民一人あたりの医療費が高い自治体の一つとなっています。

一人暮らしの高齢者世帯も2,000世帯前後で推移していますが、高齢化の進展に伴い増加が懸念されるため、生きがいつくりなど社会参加の促進に取り組んでいく必要があります。



出典：熊本県国民健康保険事業状況報告書



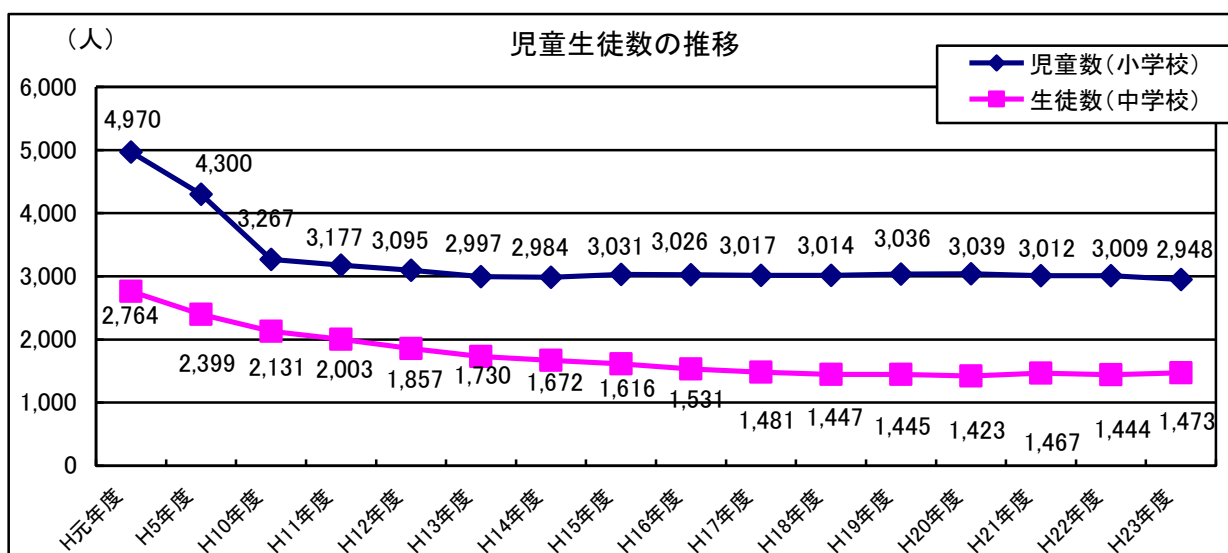
出典：福祉課調べ

(2) 次世代を担う子どもを育てる環境づくり

本市における児童生徒数は、全国的な傾向と同様に少子化が進んでいる状況であり、近年の児童数は、3,000人前後で推移し、中学校の生徒数は、平成17年に1,500人を割り込み、その後1,400人台で推移しています。

また、本市における中学校の不登校率は、国や県平均よりも高い状況が続いています。不登校の原因については、友人関係などの学校生活におけるものや、家庭環境の変化など多様化しています。

将来を担う大切な人材である子どもの一人ひとりの状況に応じた支援を強化するなど、教育環境の充実を図り、今後の社会変化にも柔軟に対応できる「生きる力」を育む必要があります。



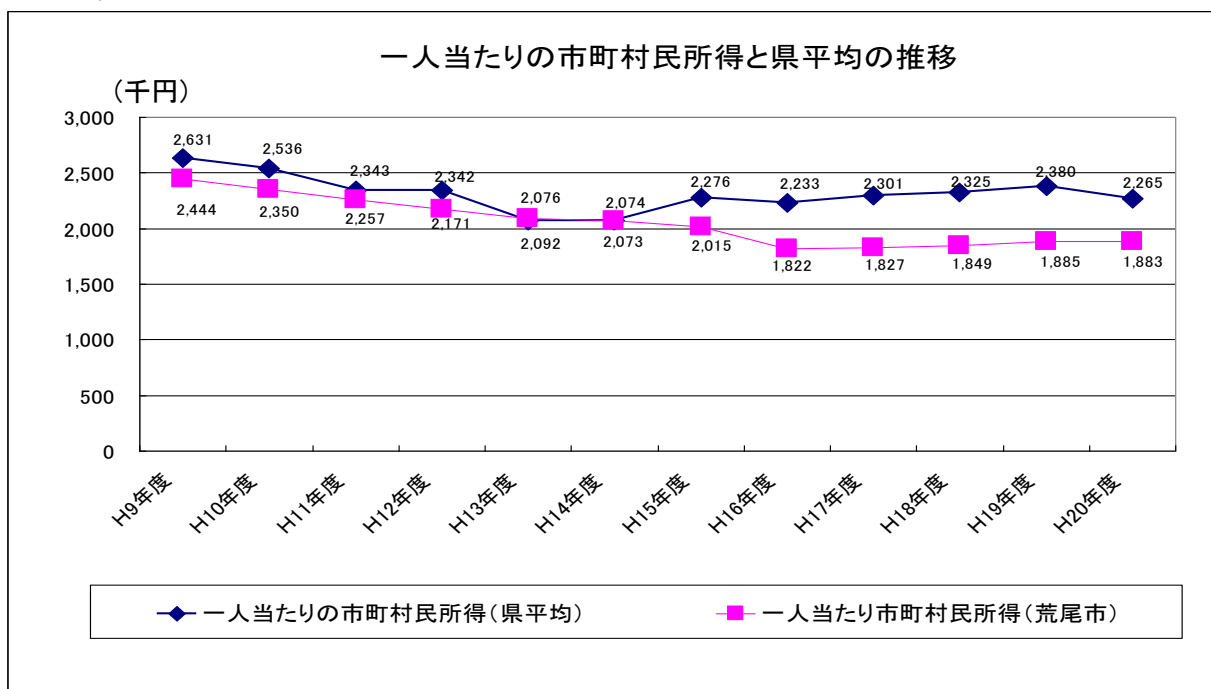
出典：荒尾市教育委員会調べ

(3) 産業の活性化によるまちの活気づくり

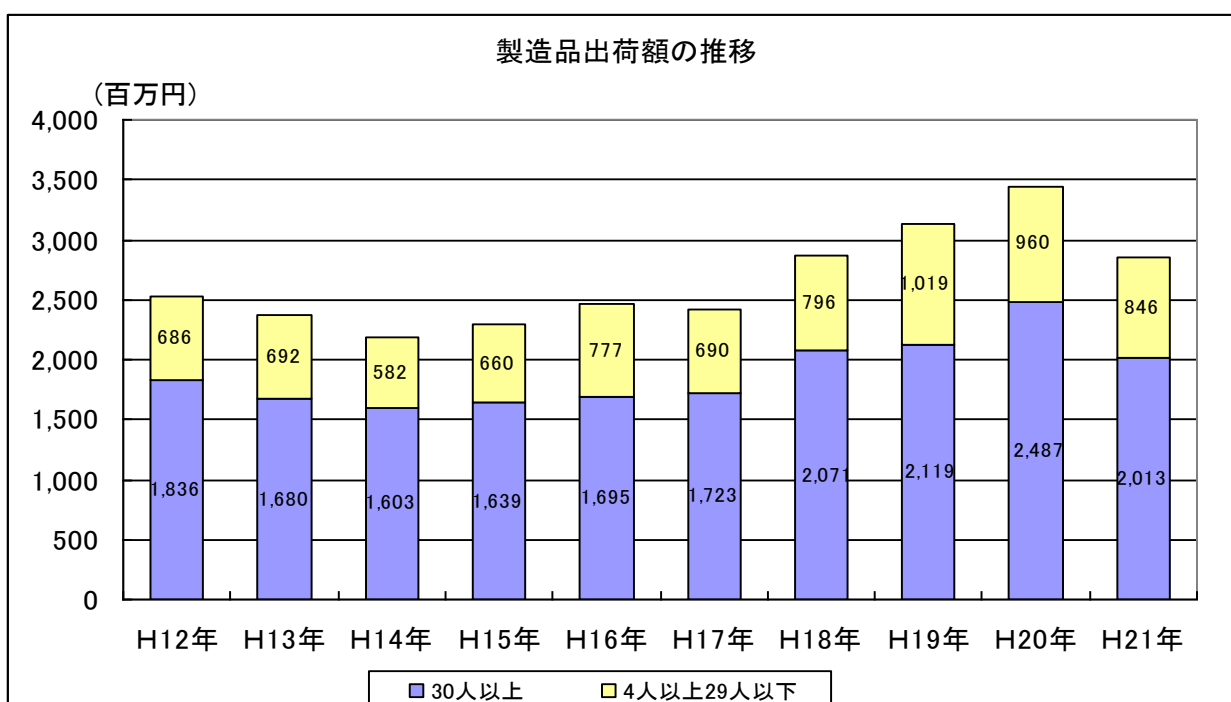
本市は、三池炭鉱とともにまちが発展してきた背景もあり、産業基盤が脆弱で、平成21年における市町村民所得は、熊本県平均を大きく下回り、県下14市中11位と低迷している状況です。

また、平成21年度における本市の製造品出荷額（285.9億円）の熊本県全体（23,214.1億円）に占める割合は、1.2%となっています。

地域の活力にもつなげる企業誘致をはじめ、地場産業の振興により働く場の確保・創出を図るとともに市町村民所得を向上させ、まちを活性化していく必要があります。



出典：熊本縣市町村民所得推計



出典：工業統計調査

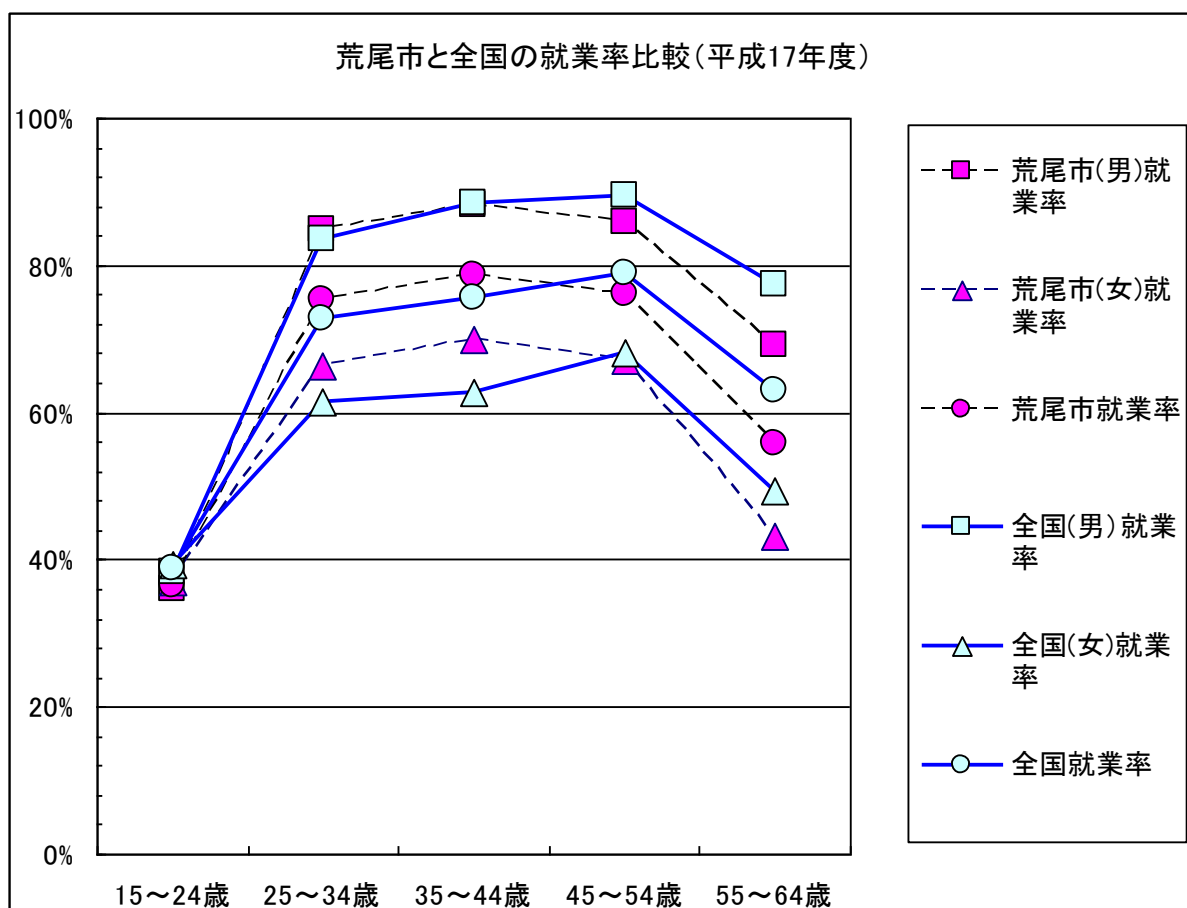
(4) 若者や女性、中高年が働き続けられる環境づくり

本市における就業率（就業人口／15歳以上人口に占める割合）は、48.1%（平成17国勢調査）と、全国平均の56.0%と比較すると低くなっています。

男性については、特に、中高年（45歳～64歳）における就業率が全国平均より低くなっており、女性については、就業率におけるM字曲線は見られませんが、男性同様45歳以上における就業率が低くなっています。

また、15歳～29歳の若い世代における完全失業率については、14.8%（平成17国勢調査）と、全国平均の5.1%より非常に高い状況です。

まちの活気にもつながる若者の就労支援や女性が働き続けられる環境整備、中高年の再就職を支援する取組を強化していく必要があります。



出典：国勢調査

(5) 暮らしやすい環境づくり

地域の活力を図るバロメーターとなる人口については、今後、ますます本市においても人口減少が進むと予想されており、人口を維持していくためには、総合的な暮らしやすい環境づくりが必要になっています。

今回実施したまちづくりアンケートでは、今後のまちづくりの方向性として、『安全のまちづくり』をあげる人が多く、東日本大震災後において防災・防犯に対する市民の関心は高まっています。

また、今後、進展する超高齢社会においては、自動車を運転できない交通弱者の増加が予想され、買い物や通院などの日常生活における移動手段の確保なども本市の状況に応じた方策を検討すべき時期にきています。

今後も、豊かな自然環境や既存の都市インフラを活かしつつ、歴史的特性にも配慮した生活機能を集約したコンパクトなまちづくりを目指していく必要があります。

人口減少の問題点

i) 【税収の減少】

人口の減少は、直接的な住民税や所得税の減少のみならず、市場の縮小に伴う消費の低迷に繋がり、税全体が減収することにより、行政サービスの低下が懸念されます。

ii) 【空き家の増加】

一部の地域を除き市域全体において空き家は増加傾向であり、治安や景観上の問題とともに、人口が低下するため下水道や水道などの維持管理費用やごみ収集、地域公共交通の維持にかかる行政コストの増加が懸念されます。

iii) 【農村部における土地の荒廃】

現在も農地の荒廃が進んでいますが、さらなる人口減少により、農業における担い手不足が深刻化し、農村部における土地の荒廃が懸念されます。

iv) 【コミュニティ活動への影響】

コミュニティ活動を担う若い世代が減少するため、高齢者が高齢者を支える状況に陥り、地域によっては、コミュニティの崩壊が懸念されます。

(6) 一人ひとりの安心を支える市民と行政の協働のまちづくり

高齢化や少子化が進展する中、介護や子育て支援など、多様化、高度化する市民ニーズには、行政だけでは対応出来ない場合があり、様々な主体による協働のまちづくりが必要になっています。

また、人付き合いが希薄化し、自治会活動への参加も減少傾向が見られます。

今後、ますます、地方分権や規制改革の進展等によって、それぞれの地域の特性を活かしながら地方自ら決定をし、その責任を負う主体性と自立が求められています。

市民満足度の高い効果的なまちづくりを目指すには、行政だけではなく、それぞれの役割分担のもと、市民や各種団体、民間など様々な主体の参画によって、問題を抱える市民を孤立させない支えあいの仕組みが必要であり、地域の課題に対応していく住民自治の推進が不可欠となっています。

第2部

基本構想

第1章 まちづくりの目標

1. 将来像

本市では、これまで、市民と行政がそれぞれの特性を活かして適切な役割分担のもと連携・協力する「協働」によって、地域課題の解決や魅力づくりに取り組んできました。

今後も、こうした市民と行政の協働をまちづくりの基本的な取り組み方とし、福岡都市圏と熊本都市圏の中間に位置する地理的優位性をあらゆる分野において有効に活用しながら、暮らしやすく、交流が盛んな賑わいのあるまちを目指します。

そして、市民一人ひとりが、ふるさとに対する誇りを持ち、地域や人のつながりを大切に、豊かな自然を次世代に継承し、生きがいや夢を持つことで『しあわせ』を感じることができる有明地域の“優都”を目指します。こうした将来像を次のように定めます。

将来像

ふるさとへの誇り、人のつながりを大切にした
自然と夢にあふれるまち
『しあわせ 優都 あらお』

「誇り」

「誇り」は人を行動へと導きます。人は「誇り」を持つことによって、自分を高めていきます。そして、「誇り」を持ちたいと思うとき、人の知恵は生み出されます。「誇り」は人の魅力と活力、訪れる人の感動を表しています。

「つながり」

家族を含め人と人の「つながり」、さらには、自然や故郷に対する思いは、それらに対する深い愛情によって伝わるものです。「つながり」は、人と人とのつながりのほか、人と地域、地域と地域のつながりとおして、お互いに違いを認め尊重しあう、思いやりの心を表しています。

「夢」

人は、いつも「夢」を持つことによって、生きる力を育むことができます。「夢」は、市にとって大切な人を育てるとともに、外から人を呼ぶ人づくりを表しています。

「しあわせ」

人は、生きがいや健康であることを感じるときに「しあわせ」を感じ、それを人に伝えたいと思います。また、「しあわせ」は、新たな出会いや発見がもたらされたときに得ることができます。「しあわせ」は人との無限の可能性や創造性、発展を表しています。

2. 目標人口

(1) 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の平成 18 年の推計によると、日本の人口は、平成 17 年の 1 億 2,777 万人をピークに減り続けると予想され、全国的に人口減少時代を迎えています。

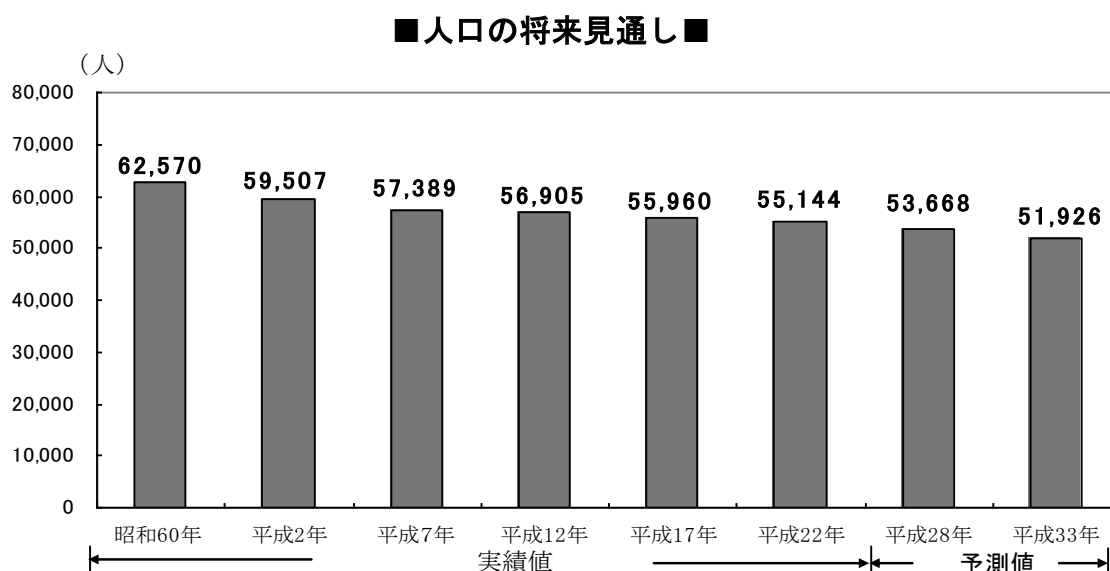
このような中、目標年度の平成 33 年（2021 年）までの人口を、平成 17 年と 22 年の国勢調査及び推計人口調査結果による男女各歳人口をもとにコーホート要因法（※）によって推計しました。

本市の将来人口は、中間年度の平成 28 年（2016 年）で 53,668 人、目標年度の平成 33 年（2021 年）で 51,926 人と予想され、平成 22 年（2010 年）の 55,144 人に比べ約 3,200 人の減少が予想されます。

年齢別人口をみると、少子高齢化の進行とともに、15 歳～64 歳以上の生産年齢人口の減少も大きくなり、平成 33 年では総人口の 52.2%にまで減少することが予想されます。

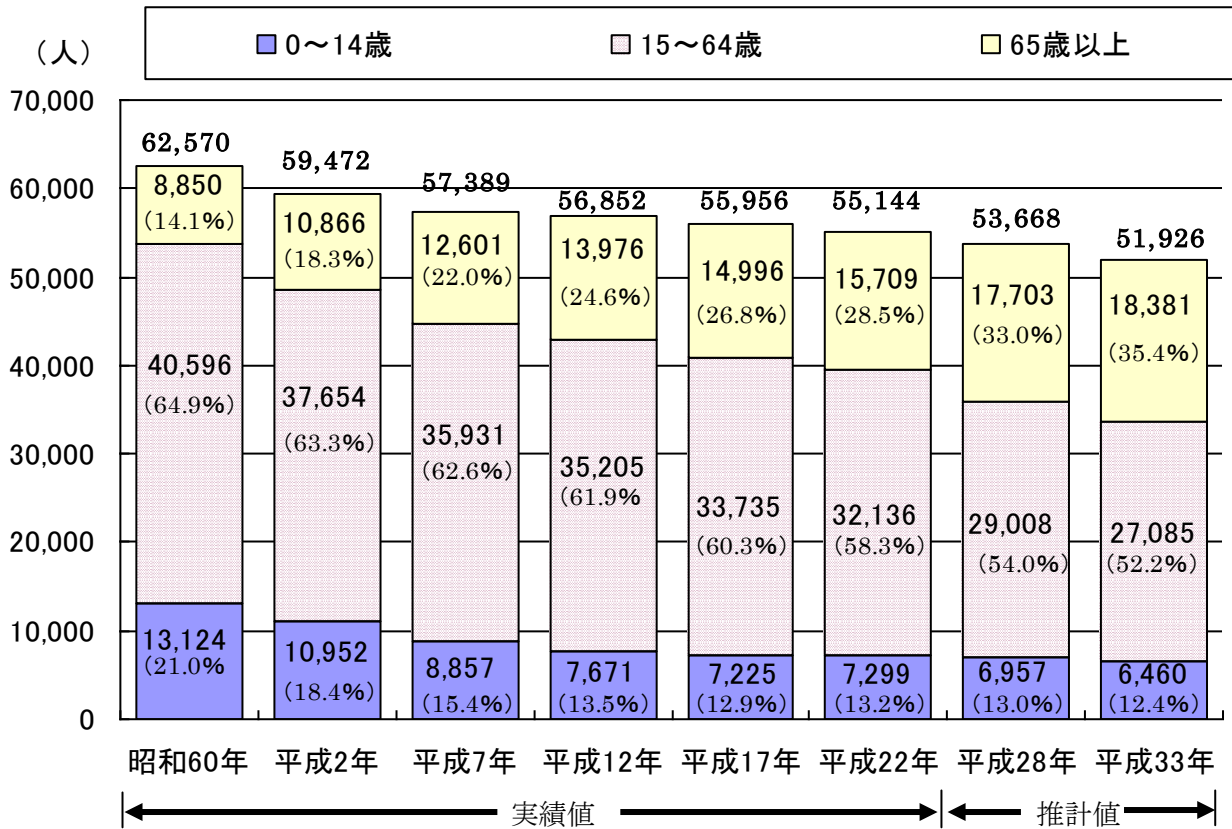
※ コーホート要因法

基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別人口移動率、女子の年齢別出生率および出生性比を適用して将来人口を求める方法です。



(資料) 実績値とは平成 17 年までは国勢調査に基づくものであるが、平成 22 年は、国勢調査結果が未発表のため、熊本県推計人口調査に基づくもの。平成 28 年以降は、人口見通しにおける予測値。

■年齢3区分人口の将来見通し■



(資料) 実績値とは平成17年までは国勢調査に基づく人口及び構成比。平成22年は、国勢調査結果が未発表のため、熊本県推計人口調査による人口及び構成比。平成28年以降は、人口見通しにおける予測される人口及び構成比。

(2) 目標人口

全国的な人口減少時代の中にあって、本市においても、「年少人口」「生産年齢人口」の減少、「老年人口」の増加傾向が予想され、結果として総人口の減少が予想されます。

しかしながら、今後 10 年間に於いて、この人口減少を食い止め、活気あるまちを目指すため、少なくとも、平成 22 年時点を上回る水準まで人口を回復させるという考えから、

本市の平成 33 年度 (2021 年) の目標人口を 56,000 人と設定します。

この目標人口を達成するため、若い世代を中心とした働く世代へアプローチするため、住宅政策、雇用対策、教育環境の整備、子育て支援策等を講じることによって、「住みやすさ」の満足度を高め、定住人口の増加を図ります。

■目標人口の年齢3区分別人口■

(単位:人)

区 分		平成 17 年	平成 22 年	平成 33 年
総人口		55,960	55,144	56,000
年 齢 別 人 口	0～14 歳 (年少人口)	7,225 (12.9%)	7,299 (13.2%)	7,000 (12.5%)
	15～64 歳 (生産年齢人口)	33,735 (60.3%)	32,136 (58.3%)	30,500 (54.5%)
	65 歳以上 (老年人口)	14,996 (26.8%)	15,709 (28.5%)	18,500 (33.0%)

(注) 1 平成 17 年は国勢調査に基づく実績値。平成 22 年は国勢調査結果が未発表のため熊本県推計人口調査による推計値。平成 33 年は、目標人口より目標構成比を推計。年齢別の構成比は年齢不詳があるため、必ずしも合計が総人数にならない年度がある。

2 年齢別()内は構成比

第2章 まちづくりの方向性

1. 基本方針

「市民優都」「産業優都」「生活優都」の3つの優都が連携しながら、人や物の交流を活性化させることによってまちの賑わいと定住にふさわしい環境を創造し、みんなが憧れ、みんなに選ばれる「しあわせ 優都 あらお」を目指します。

(1) 健康で笑顔が輝く「市民優都」

荒尾の将来を担う子どもたちをみんなで育み見守りながら、誰もが安心して健康で暮らせるように、お互いを思いやり、誰もが夢と誇りを持った笑顔が輝くまちを目指します。

(2) 活力あふれる「産業優都」

恵まれた自然の中で特色ある農業や漁業が営まれ、創造性豊かな企業が集積し、国内外から多くの人や物が行き交う、活力あふれるまちを目指します。

(3) 快適でゆとりある「生活優都」

自然環境と都市機能が調和し、高齢者や障がい者も、全ての市民が安心して快適に暮らすことができる、心にゆとりがあふれるまちを目指します。

2. 施策の大綱

3つの基本方針を実現するため、政策分野別にそれぞれのまちづくりの基本的な方向を7つの柱で構成する「施策の大綱」で定め、全般にわたる施策を展開していきます。

◆健康で笑顔が輝く「市民優都」

(1) 健やかで安心できる暮らしづくり

「人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにしていく」というヘルスプロモーションの考え方を取り入れ、生涯にわたる健康への意識啓発や、保健・医療・福祉の連携による健康づくりを強化します。また、生活習慣病の予防、メンタルヘルスケアの支援などによる生活の質の向上を目指します。

中核病院である市民病院においては、より高度で高品質な医療の提供に努め、地域連携による医療機関とのネットワークづくりを推進するとともに、救急医療の充実や病院機能の近代化のために建替えを検討します。

地域包括ケアシステムの実現のため、介護予防を充実するとともに、高齢者の社会活動への支援を始めとした就労や生きがい対策など総合的な高齢者福祉の施策を推進します。

子育てにおける不安感や負担感の軽減を図り、支援を必要としている家庭へは、きめ細やかな対応を目指します。併せて、子育てと仕事の両立を支援するため保育サービス等を充実させるとともに、母子健診、関係団体との連携による産科・小児医療の体制づくりを進め、子どもを安心して産み育てられる社会づくりを進めます。

障がい者が社会を構成する一員として、安心して働き暮らすことのできる社会の実現を目指し、自立を支援する体制の構築を進めます。

全ての市民が健康で文化的な生活を送れるように、低所得者対策や国民健康保険、介護保険制度の適正な運営や国民年金などの社会保障の充実を進めます。

(2) 豊かな心と誇りを持った人づくり

国際化・情報化などの時代の変化に対応できるよう、子どもの個性を活かし、確かな学力の向上とともに、郷土に誇りを持ち、他人を思いやる豊かな人間性とたくましい体を育成することにより「生きる力」を育みます。また、充実した学校教育を実現するため学校規模適正化を推進するとともに、老朽化した学校施設等の計画的な整備などに取り組みます。併せて、学校と家庭、地域の連携により子どもを支え、見守る環境づくりに取り組み、子ども一人ひとりの置かれた状況に配慮しながら特別支援教育や相談窓口を充実します。

青少年健全育成のため、心身ともに健全な青少年を育成する環境づくりや相談体制の充実を図ります。

生涯学習の観点から、いつでも好きなときに学習がはじめられるような環境づ

くりに努め、市民が芸術・文化に触れる機会を確保します。

総合型スポーツクラブを中心として、生涯スポーツ活動を楽しむことができる環境整備を推進します。

文化財については、保存・活用を適正に行うとともに、「万田坑」を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録に向け、市民と協働で機運の盛り上げに取り組み、登録を目指します。

宮崎兄弟の生家を拠点とした日中友好交流をはじめとする国際交流に努めます。

(3) 一人ひとりが大切にされる社会づくり

同和問題をはじめとしたあらゆる偏見や差別の解消のため、広報紙や講演会などによる人権意識の啓発や人権教育を推進し、地域、行政機関、各種団体、学校などが一体となって、人権を尊重する社会づくりに努めます。

男女がともに責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、あらゆる学習の場において意識啓発に努めます。また、政策決定の場における女性の参画拡大などにより、男女がともにいきいきと輝き、平等であると感じられる男女共同参画社会の実現を目指します。

◆活力あふれる「産業優都」

(1) 産業の振興による活力づくり

熊本県や関係機関との連携により、地元就職希望の若者の就労や中高年における再就職を支援するとともに、U・J・Iターンを希望する人材への情報提供や受け皿づくりを促進し、自動車産業などにターゲットを絞った企業誘致活動を推進します。

地場企業については、商工会議所等と連携して異業種交流を推進し、技術開発などによる新産業創出や新製品開発を促進するとともに、経営強化への支援等に努めます。

起業化支援センターの活用等により、時代のニーズにあった新産業の創出や起業家の支援に取り組みます。

商業については、商業の指針となる荒尾地域商業近代化計画の見直しなどを検討し、地域の特性を活かした魅力ある商業集積を進め、まちづくりと一体となった取組を推進します。

農業については、農業所得の安定や向上を目指し、認定農業者や集落営農組織等へ育成並びに、農地の集約化や生産の効率化に努めるとともに、耕作放棄地の解消に向けた取組を強化します。

漁業については、高齢化が進む漁業従事者については、経営改善による経営体質の強化により魅力ある漁業を促進し、後継者等の人材確保に努めます。また、宝の海である有明海についても、漁業資源の回復に向け関係自治体や関係機関等と連携して、有明海再生への取組を推進します。

消費者ニーズに対応した高品質・低コスト・安全な農水産物づくりを図るとともに、消費者と農業者また都市と農村地域の交流機会を拡大し、地産地消や地元農水産物の都市部への産地直送販売の拡充を図ります。

(2) 観光の振興による賑わいづくり

福岡都市圏と熊本都市圏の中間に位置し、中国や韓国などの東アジア諸国とも近い地理的優位性を活かし、国内外からの観光客を呼び込むため、情報発信を積極的に行います。

また、地域全体により「おもてなしの心」を高めるとともに、万田坑や宮崎兄弟の生家など歴史的文化財などの地域資源を活かしたイベント等の創出や、西日本有数の観光レジャー施設の集客力を活かしながら、観光客の周遊性を高めるための自然環境を活かした着地型体験観光ツーリズムの充実を図ります。

併せて、農漁業者や商工関係団体が一体となって新しい特産品の開発や食のブランド化に取り組むとともに、魅力的な観光交流拠点の整備などにより、地域経済の活性化を目指します。

◆快適でゆとりある「生活優都」

(1) 豊かな自然環境づくり

地球温暖化防止対策の推進のため、荒尾市環境基本計画に基づき、市民、事業者との連携による二酸化炭素排出量の削減に努め、一人ひとりの生活様式を見直す意識啓発や新エネルギーの活用による低炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

クリーンエネルギーやごみ分別の徹底など、ごみ発生抑制や減量化、エネルギー源や資源の再利用による自然環境に負荷を与えない循環型社会の構築を図ります。

小岱山や丘陵地に広がる豊かな自然を保全するとともに、荒尾干潟のラムサール登録の推進などを通して、有明海の保全に努めます。併せて、環境教育により環境保全意識の啓発などに努めます。

(2) 安全で快適な生活環境づくり

地震や風水害などの自然災害に対する総合的危機管理体制の強化を図り、被害を最小限に抑制するため情報伝達などの初動体制と高齢者や障がい者など要援護者への災害支援体制の充実を図ります。また、消防力の強化を図るため、身近な地域における消防団の人員の確保を図るとともに、防犯意識の啓発や防犯パトロールの充実など、市民や地域関係団体との連携を強化します。

不当請求などの巧妙で複雑化した消費者トラブルを防ぎ、消費者の権利の尊重と自立支援のため、国や県の消費生活センターなどの関係機関と連携しながら、消費者に正しい知識や情報の提供など市民の相談窓口の充実や消費者意識の向上を図ります。

ユニバーサルデザインによる住み良い居住環境の整備充実に努め、市民誰もがゆとりを享受できる、住みたいまち、住み続けたいまちを目指し、地域特性に合わせた公園整備とともに地域緑化活動の充実に努めます。

市営住宅については、市民の理解と協力のもと建替・改善に努めます。

水道事業については、安定した生活用水の供給のため大牟田市との共同浄水場の完成に伴い、専用水道の一元化を推進するとともに、計画的な施設更新や運営基盤の強化に努めます。

公共下水道については、計画的な整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及などの生活排水対策を推進していきます。

主要幹線道路については、国・県道の継続した整備を要望するとともに、有明海沿岸道路Ⅱ期の計画路線への早期昇格を目指します。

都市計画道路や一般市道については、道路機能の重要度や費用対効果などを考慮しながら計画的な整備を推進します。

市民の移動手段に欠かせないバスについては、本市の特性に合った誰もが利用しやすい地域公共交通の構築を目指し、JRについては、在来線の利便性の向上に努めます。

3. 計画の推進

この計画に掲げた都市像を実現するため、取り組む際の基盤となる方策を次のとおりまとめました。

(1) 市民と行政の協働

市民に開かれた行政を推進するため、情報公開制度により説明責任を果たし、また、市政への市民参画を計画段階から積極的に促進させるとともに、市民の声を市政へ反映させる体制を強化します。併せて、広報紙やホームページなどによる正確で迅速な情報提供を行い情報の共有化を図るとともに、本市の魅力を市内外へ広く伝える情報発信に取り組みます。

また、市民や民間団体、事業所などの多様な主体が参画し、行政と対等な関係における適切な役割分担のもと、「新しい公共」の考え方にに基づき、協働による住民自治をさらに推進します。

まちづくりの担い手となる市民の人材育成や人材活用については、積極的に推進します。

(2) 効率的な行政運営

自主財源による安定的な歳入確保に努めるとともに、中長期的な視点に立った行政運営を行います。

荒尾市行政改革大綱に基づき、経費節減とサービスの向上を目指し、持続可能な財政構造の確立に努めるとともに、総合計画の進行管理や行政資源の効率的な配分など、行政経営の強化充実に努めます。

また、行政課題に柔軟に対応できるよう、研修の充実や計画的な人事異動により、職員の能力向上や意識改革を積極的に進め、従来 of 業務分担では対応できない課題の解決を図るため、弾力的な行政組織の運用を図ります。

情報通信については、高度情報化社会への対応を見据え、全ての市民が利便性や快適さの恩恵を実感できるように、情報通信技術の利活用による市民サービスの向上に努めます。

地方分権や、人口減少・少子高齢化などの進展、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、さらなるサービスの向上と、より低コストにつながる市域を越えた広域的な連携を推進します。

4. 施策の体系

第5次荒尾市総合計画において、「将来像」「基本方針」「施策の大綱」に基づき、それぞれの政策分野を体系的に整理すると下図のようになります。

■ 施策の体系図 ■

